第三条の二十第一項第一号中「第三項」を「第六項」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第六条第四項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を提出する者が法人番号を有する場合には、その者の法人番号

第三条の二十第十九項第一号中「所在地」を「所在地。以下この号において同じ。）（法人番号を有する者にあつては、名称及び納税地並びに法人番号）」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条二十項とし、同条第十六項中「同条第十四項」を「同条第十一項、第十四項」に、「第二項」を「第五項」に、「法第六条第四項」とあるのは「同条第四項」と、第五項第一号」を「第八項第一号」に、「第八項及び第十一項」を「第十一項及び第十四項」に、「第六項」を「第九項」に、「第七項」を「第十項」に、「第八項中」を「第十一項中」に、「第九項中」を「第十二項中」に、「第十一項中」を「第十四項中」に、「第十二項第一号及び第十三項第一号」を「第十五項第一号及び第十六項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十三項」を「第十六項」に、「第四項各号」を「第七項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項第一号中「第十一項及び第十九項第三号」を「第十四項及び第二十二項第三号」に改め、同項第四号中「及び本店」を「、本店」に改め、「所在地」の下に「及び法人番号」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「同項に規定する」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「（法第六条第四項に規定する非課税適用申告書をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「同項」を「次項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　施行令第三条の二の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいい、外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。次号イにおいて同じ。）で、民間国外債の利子の支払をする者に提示する日前六月以内に作成されたもの

二　イ又はロに掲げる書類及び外国法人の施行令第三条の二の二第十一項に規定する非居住者等確認書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（民間国外債の利子の支払をする者に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

3　施行令第三条の二の二第十一項に規定する財務省令で定める事項は、外国法人の法人番号とする。

4　非課税適用申告書を受理した民間国外債の利子の支払をする者は、当該非課税適用申告書に、当該民間国外債の利子の支払をする者の法人番号を付記するものとする。

第四条第十二項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項の」を「第八項の」に、「第七項各号」を「第八項各号」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第二号中「第七項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第八条第四項に規定する明細書を受理した同項の支払の取扱者は、当該明細書に当該支払の取扱者の法人番号を付記するものとする。

第四条の二第一項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第二項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改める。

第四条の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第五条第一項中「第二条の四第九項」を「第二条の四第十項」に改め、同条第二項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改める。

第五条の二第二項中「第二条の四第九項」を「第二条の四第十項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第四項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第五項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改める。

第五条の三第一項中「第二条の四第十項」を「第二条の四第十一項」に改め、同条第三項中「第二条の四第十一項」を「第二条の四第十二項」に改め、同条第五項中「第二条の四第十二項」を「第二条の四第十三項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第九条の五第二項に規定する申告書を受理した公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者は、当該申告書に当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者の法人番号を付記するものとする。

第五条の四第二項第一号中「所在地」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第九条の五第二項に規定する申告書を受理した公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者は、当該申告書に当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者の法人番号を付記するものとする。

第五条の三の二第一項第一号中「及び本店」を「、本店」に改め、「場所」の下に「及び法人番号」を加える。

第七条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号」を加える。

第九条の八第七項中「及び住所」を「、住所」に改め、「居所」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））」を加える。

第十一条の三第一項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「この条において同じ。）」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次項、第十一項第一号及び第十二項第一号において同じ。）」を加え、同号ロ中「又は住所が」を「、住所又は個人番号が」に、「又は住所と」を「、住所又は個人番号と」に、「当該契約を締結した時の氏名又は住所」を「当該契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

(1)　氏名、住所又は個人番号の変更をした場合　その旨並びに変更前の氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号

(2)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名、住所及び個人番号